

大型グループ生命共済制度

団体定期保険

中部6県（石川・富山・愛知・岐阜・静岡・福井）、近畿2府4県（大阪・京都・奈良・兵庫・和歌山・滋賀）のドクターだけのための共済制度です。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きで最高8,000万円の死亡・高度障がい保障が得られます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

現在、新規ご加入者を募集中です。詳しくは資料をご請求ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は新規加入時または追加募集時の効力発生日現在の年齢です。

《本人》日本医師厚生会の会員（医師に限ります。）の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢16歳0カ月以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢80歳6カ月以下の方。

《子ども》上記本人の扶養することも（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成29年5月31日までです。
以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
（減額・脱退につきましては、原則年1回（更新時）のみのお取扱いとなります。）

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、ご指定いただいた方となります。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に被保険者の遺族の了知が必要です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）

<日本医師厚生会お問合せ先>

石川県医師協同組合 TEL: 076-239-4144

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 TEL: 0120-982-515

※お問合せの際には、記号証券番号(932-5318)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしていません。)]

●保障額と掛金

【掛金の単位：円】

対 象 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		月払掛金(概算)							
		本 人							配 偶 者
保 険 年 齢	性 別	8,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
15歳～35歳 (配偶者は 16歳～35歳)	男性	8,888	7,777	6,666	5,555	4,444	3,333	2,222	1,111
	女性	5,192	4,543	3,894	3,245	2,596	1,947	1,298	649
36歳～40歳	男性	12,144	10,626	9,108	7,590	6,072	4,554	3,036	1,518
	女性	9,152	8,008	6,864	5,720	4,576	3,432	2,288	1,144
41歳～45歳	男性	16,808	14,707	12,606	10,505	8,404	6,303	4,202	2,101
	女性	11,528	10,087	8,646	7,205	5,764	4,323	2,882	1,441
46歳～50歳	男性	25,080	21,945	18,810	15,675	12,540	9,405	6,270	3,135
	女性	16,104	14,091	12,078	10,065	8,052	6,039	4,026	2,013
51歳～55歳	男性	38,016	33,264	28,512	23,760	19,008	14,256	9,504	4,752
	女性	22,352	19,558	16,764	13,970	11,176	8,382	5,588	2,794
56歳～60歳	男性	55,528	48,587	41,646	34,705	27,764	20,823	13,882	6,941
	女性	27,544	24,101	20,658	17,215	13,772	10,329	6,886	3,443
(注1)(注3)(※) 61歳～65歳	男性		71,456	61,248	51,040	40,832	30,624	20,416	10,208
	女性		33,341	28,578	23,815	19,052	14,289	9,526	4,763
(注2)(注4)(※) 66歳～70歳	男性				84,535	67,628	50,721	33,814	16,907
	女性				36,740	29,392	22,044	14,696	7,348

【掛金の単位：円】

対 象 死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		月払掛金(概算)			
		本 人 (継 続)			配 偶 者 (継 続)
保 険 年 齢	性 別	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
(注5) 71歳	男性	56,787	45,430	34,072	22,715
	女性	24,227	19,382	14,536	9,691
72歳	男性	62,452	49,962	37,471	24,981
	女性	26,922	21,538	16,153	10,769
73歳	男性	68,695	54,956	41,217	27,478
	女性	30,002	24,002	18,001	12,001
74歳	男性	75,762	60,610	45,457	30,305
	女性	33,577	26,862	20,146	13,431
75歳	男性	83,902	67,122	50,341	33,561
	女性	37,702	30,162	22,621	15,081
(注6) 76歳	男性				37,290
	女性				16,962
77歳	男性				41,470
	女性				19,140
78歳	男性				46,035
	女性				21,648
79歳	男性				51,293
	女性				24,519
80歳	男性				57,222
	女性				27,830

<こども>

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円
月払掛金 (確定)	240円
保険年齢	3歳～22歳

●《本人・配偶者》の掛金は概算掛金です。

・正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成28年6月1日)から適用します。追加募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は協同組合までご照会ください。

・掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。
・年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

●《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●記載の掛金は、確定掛金を含め、平成28年1月22日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)

●掛金は、各位の銀行口座から自動振替により控除し、厚生会口座に払込みます。振替日については協同組合にご確認ください。

●運営事務費として、《本人・配偶者》の保険料の10%が掛金に含まれております。

【新規加入される場合の保障額の上限(本人)】

【注1】新規加入される場合、61歳以上は4,000万円が上限です (注2)新規加入される場合、66歳以上は2,000万円が上限です

【増額・継続される場合の保障額の上限(本人)】 各年齢に該当される方は、以下の金額へそれぞれ自動的に減額されます。

【注3】増額・継続される場合、61歳以上は7,000万円が上限です (注4)増額・継続される場合、66歳以上は5,000万円が上限です

【注5】更新時に71歳になられる方で1,000万円以上にご加入の方

・1,000万円以上3,000万円未満にご加入の場合 → 1,000万円が上限です ・3,000万円以上4,000万円未満にご加入の場合 → 1,500万円が上限です
・4,000万円以上5,000万円未満にご加入の場合 → 2,000万円が上限です ・5,000万円にご加入の場合 → 2,500万円が上限です

【注6】増額・継続される場合、76歳以上は1,000万円が上限です

【※】61歳以上で4,000万円を超える場合および66歳以上で2,000万円を超える場合には、満2年以上継続加入していることを条件として、1年ごとに1,000万円ずつ保障額制限の範囲内で増額することができます。

◎その他、制度内容の詳細、取扱いにつきましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ずご確認ください。

※上記以外の掛金につきましては、協同組合へご照会ください。